

## 臨床検査関連医事紛争 3 題の紹介

佐藤 乙一 <日臨技 名誉会員>

投稿

### ◇まえがき◇

昨年の本紙 10 月号で解説したように、検査技師が法定の業務内で刑事有罪となった事案は極めて少なく、衛技法制定以来今日までで数例にも及ばないのではないかと推定される。損害賠償等の請求民事事件でも採血を含め新聞記事になっても判決に至った例は少なく、途中で和解や示談に至った例が多いように思う。しかし医師や看護師が異型輸血で法的責任を問われた例は多い。以下臨技等の資格有無に関係なく、直接検査業務で参考になるような事案も加え、若干の解説を試みご参考に供しようと思う。

### ◇民事・刑事の不一致判決◇

医事法制の専門家である弁護士の高田利廣先生は簡略すると「医療過誤の責任は刑事有罪は民事も有責となるが、同一事案でも刑事無罪、民事有責ということはある（モダンメディシン、昭 59.9.1 号）と述べている。医療問題ではないが、1984 年イカ釣り船に冷凍運搬船が当て逃げ沈没、4 人が死亡したとされる事件で、T 地裁はその事実を認め損害賠償の支払いを命じたが、A 地裁は「衝突したとは認められない」として（刑事）無罪を言い渡した刑。民不一致の例等がある。

● **標準血清に未知の不完全抗体が混入し血液型誤判、異形輸血死は医療側に責任なし**：本件は昭 27 に発生した異型輸血死民事事件であり、衛技法制定前ではあったが、臨床検査裁判では最初の事案ではないかと思う。医学、医療、学術の水準が注目されたものなので紹介する。判決は昭 36.5 月、S 高裁。判決文は長く実に一・二審を合わせ 35,000 字にも及ぶ膨大なものである。検査技師制度判定前のことであったから輸血も検査も医師自らが行ってた。原告は「胸かく成形術後に患者が死亡したのは医師の血液型誤判に基づく不適合輸血死である」とし、損害賠償を請求し高裁にまで争っている。本来患者の血液型は O 型か B 型であったが医師はこれを AB 型と誤判輸血し異型不適合による死亡だと訴えた。検査法は極めて簡単な 3 滴法であった。標準血清は厚生省認定商品であったが、この商品を時の国立予防衛生研究所で再検査をしたところ、それまでまったく知られていなかった抗 N 抗体が不完全抗体の形で含まれていたもので、当時の医学等の水準から判断すればあってはならない抗体の混入誤判輸血は止を得なかったとして患者側の控訴（高裁）は棄却し、無責が確定した。

● **無資格者が超音波検査をし、病名決定をした等は医師法違反**：本件は昭 50 代当初世間、とりわけ女性を震撼させたかの有名な「富士見産婦人科病院事件」筆者の勤務先から徒歩 10 分の施設内で発生した事案である。臨技には直接関係ないが、臨技法が各所で引用され、関係も深いので紹介する。その内容は昭 53 項 66 人の患者に担当医師の指示で無資格の理事長が超音波検査で子宮筋腫などと診断名をつけ健常者の臓器を多数人から摘出手術をさせ医師法違反に問われた事案である。また妻の女医は院内の無資格者に約 140 名の患者を対象に約 220 回の超音波や心電図検査および手術の助手までさせたとして保助看法違反に問われ有罪が確定した。

片や民事面では東京高裁が一審の東京地裁判決を支持し原告に約 5 億 1400 万円の損害賠償を支払うよう判決したが、原告側（病院側）はこれを不満として最高裁に上告した。この場合なぜ理事長は臨技法違反に問われず医師法違反に問われたのだろうか。これは理事長が診療の補助の範囲を超えて病名をつけたり、手術を命じたりした実質的な医行為に踏み込んだからと解されている。さらに、臨技法には無資格者が生理検査や検査用採血をした場合の罰則規定は存在しない。それは保助看法の一部を解除し、診療の補助行為を業とするため、無資格者の従事は保助看法に戻って罰せられることとなるのである（厚生省：石本他。関係法規。1981）。

● **限界を超えた医師の強制指示による行為過失責任は全面的に医師の責任**：本件は、かなり性格の強い医師が検査技師に業務上の指示を行ったが、その内容が診療の補助範囲を遙かに超えるものであり、過失が発生したものの、その責任は業務上の強制指示を行った医師のみに科せられた事案である。その判断は昭 56.6。M 地裁での期待不可能免責事件。A 病院循環器科外来の B 医師の指示で C 患者の心電図負荷試験指示であり。担当は若い女性の D 技師。負荷前検査で著明な ST 下降あり、その旨 B 医師に報告、改めて指示仰いだところ B 医師は強圧的に「お前は医師か、技師だろう。医師の指示どおり検査せよ」とマスター 20 回を改めて指示。実施中患者は胸痛発作、胃潰瘍もあり吐血苦悶後死亡したもの。刑事裁判で B 医師は「死ぬまでやれ」とは指示せずと供述、D 技師は「それ以上恐ろしくて何も言えなかった」とともに供述。結局医師は①技師の業務範囲を超えた業務の強制指示、②従って技師の責任はなし、③したがって医師は民・刑ともに責任を問われた。

### ※ 用語の解説：

- ①第一審～第三審：民・刑とも最初に行われる簡易裁判所か地方裁判所での審判が第一審、第二審は第一審の判決に不満等があり申し立てを行って開かれる裁判で控訴審といい、高等裁判所が扱う。第三審は最高裁判所が扱うが、この上訴には条件があり、何でも受け付けるというわけにはゆかないが、これを上告審という。②有責、無罪：有責は民事で責任あり、無罪は刑事で罪のないこと。③民事・刑事：本稿でいう民事とは民事裁判（私法上）で有責となれば損害賠償などが、また刑事は刑事裁判を意味し、罰金や懲役等の刑罰を科す。④示談・和解：示談はお互いが話し合っ解決し、和解は裁判中に両者が争いを止めること。